平成27年（2015年）3月発行

ねりま区消費者だより
第228号

ぷりずむ

消費トラブル処方せん
身近な製品の使用方法にご注意を……P2～3
消費生活相談窓口から ……P3

くらしサポート情報
クーリング・オフできる契約は決まっています！
……P4～5

お知らせ
出張講座のご案内、ほか ……P6

質のよい睡眠で、健康づくり！！

適度な運動、バランスのとれた食事、規則正しい生活を送ることが、質のよい睡眠につながります。

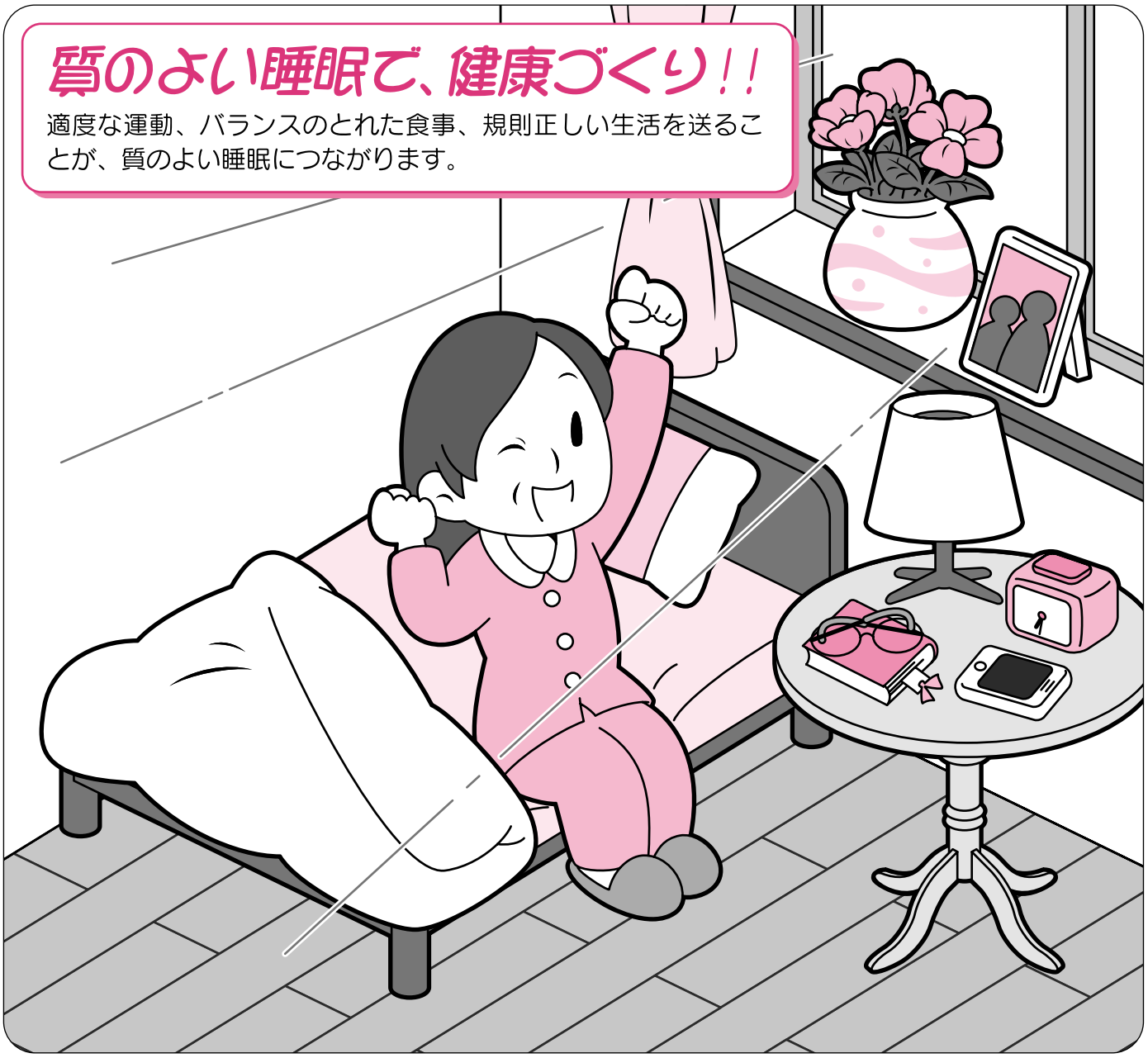

編集・発行●練馬区経済課（消費生活センター）
練馬区石神井町2-14-1　電話：5910-3089
編集協力●練馬区消費生活センター運営連絡会
ホームページ：練馬区消費生活センター　検索
消費生活相談専用電話 5910-4860（月～金 午前9時～午後4時30分）※土・日曜・祝休日・年末年始を除きます。

身近な製品の使用方法にご注意を

普段何気なく使っている製品でも、正しい使い方が知られておらず、誤使用や不注意による事故が後を絶ちません。今回は、この時期に使用する製品を中心に、以下のような使い方をしていないかチェックしてみましょう。

監修：経済産業省商務流通保安グループ製品安全課製品事故対策室

1 電気ストーブ

☑ 近くに物を置かない

近年、電気ストーブが出火原因となる火災が多く発生しています。電気ストーブは炎が出ていないため、警戒心が薄れ、近くに布団や洗濯物などを置いてしまい、火災になってしまうようです。軽くて持ち運びが便利な製品が多いですが、持ち運んだ時は可燃物に触れる事のない場所を選びましょう。

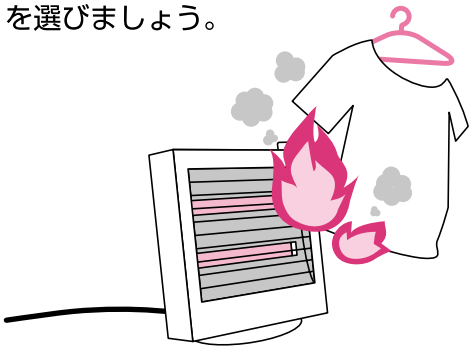

2 石油ストーブ・石油ファンヒーター

☑ 古い灯油を使うのはやめましょう

灯油は1年経つと紫外線や酸化の影響で劣化します。劣化した灯油を使うと、不完全燃焼を起こしたり、特に芯式の石油ストーブでは芯が下がらなくなり、消火不良となることがあります。灯油は毎年必要分を購入するようにし、使い切ってシーズンを終えるようにしましょう。残ってしまった灯油は、購入したガソリンスタンドや灯油販売店等に廃棄について相談しましょう。

また石油ストーブ等をしまう前には、屋外、または窓を開けてしっかり換気をしながら、空焚きをして、中の灯油を使い切りましょう。

3 電気こたつ

☑ 中に物を入れない

電気こたつの中に洗濯物を入れたり、上掛けを押し込んだりしたために、ヒーター部に接触して発火する火災が起きています。こたつのヒーター部は高温ですので、可燃物を中に入れないように注意してください。また、こたつは外観からは電源が入っているかどうか見分けがつきません。外出前に確認をしましょう。

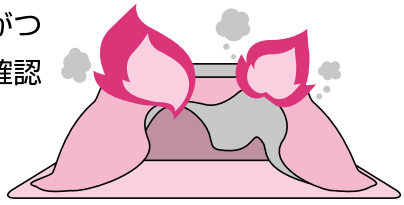

4 空気清浄機

☑ 電源コードの破損に注意

空気清浄機の製品事故で一番多いのは電源コードの断線などによるショートです。空気清浄機は持ち運んで使うことが多いので、コンセントの抜き差しが頻繁になり、断線しやすくなります。電源コードに負荷がかからないように、コンセントの抜き差しは、プラグ部分を持ちましょう。

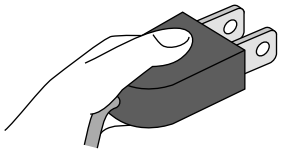

5 湯たんぽ

☑ 低温やけどに注意

就寝中に、足などがずっと湯たんぽに触れていると、少し温かいぐらいの温度でも、低温やけどを起こすおそれがあります。湯たんぽは、寝る前に布団に入れて布団を温めるために使い、寝るときは布団から出しましょう。

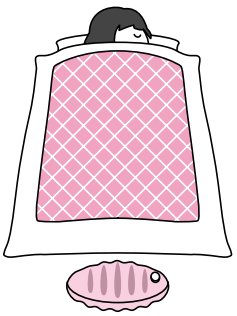

☑ 使い方に気をつけて

昔からある金属製の湯たんぽのほか、今ではプラスチック製のものや、電子レンジで温めるものなど使用方法がバラエティに富んでいます。金属製の湯たんぽを、口金を閉めたままこんろにかけて破裂させたり、電子レンジで温めるタイプのものをオート加熱で温めすぎて破裂させたりといった事故が起きています。

湯たんぽを直接加熱する際には必ず口金を外しましょう。電子レンジで加熱するものは加熱時間に注意し、オート加熱機能は使わないようにしましょう。

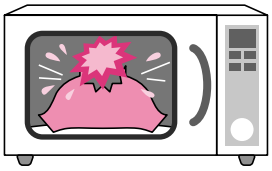

6 スプレー缶

☑ 暖房器具の近くに置かない

スプレー缶の爆発による火災が発生しています。暖房器具の近くに、ヘアスプレー等のスプレー缶を置いておくと、熱でガスが膨張し、破裂するおそれがあります。身の回りにあるスプレー缶のガスは、ほとんどが可燃性ガスのため、破裂するのと同時に引火し、火災に繋がります。スプレー缶は火元の近くに置かないようにしましょう。

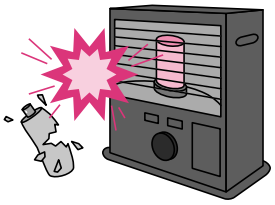

まとめ

■誤使用や不注意による製品の事故を防ぐために

- 取扱説明書や製品本体の注意表示をよく読んで、正しい使い方をしましょう
- 異常な音や振動、異臭など、製品がいつもと違うと感じたらすぐに使用をやめて、メーカーや販売店に相談しましょう

ワンクリック請求について
～納得できない請求には応じないことが大切です～

「アダルトサイトで動画を見ようとしたら、高額な登録料金を請求された」という相談が後を絶ちません。これは、パソコンや携帯電話、スマートフォン等でアダルトサイトにアクセスし、「18歳以上」という年齢確認ボタンや動画再生ボタンをクリックしたら、登録されたという画面が表示され、10万円前後の金額を請求されるというものです。

突然の請求に焦ってしまうと思いますが、納得できない場合は支払わずに、無視して様子を見るようにしてください。

最近は「間違った方はこちら」という表示に誘導され、サイトにメールや電話をしてしまったという相談が増えています。うっかり連絡をすると、メールアドレスや電話番号などの個人情報を知らせることになり、サイトからメールや電話で請求されることがありますので、注意が必要です。

また、インターネットで見つけた、サイトからの請求を止めるという事業者に有料での解決依頼をしてしまうと、新たなトラブルになることがあります。

ワンクリック請求が発生したら、まずは消費生活センターにご相談下さい。

契約の基礎知識

クーリング・オフできる契約は決まっています！

契約は、いったん成立すると一方の都合だけで勝手に解消はできません。これを契約拘束の原則といいます。この原則に例外をもうけたのが「クーリング・オフ」です。これは、消費者に与えられた“契約を解除する”権利です！しかし、契約したものがすべてクーリング・オフできるわけではありません。

今回は、この「クーリング・オフ」について考えてみましょう。

「クーリング・オフ」とは“契約拘束の原則”の例外

契約は成立すると、お互いその契約を守ることが原則です。しかし、不意打ち的な勧誘など冷静に判断できないまま契約をしてしまいがちな販売方法に対して設けられたのが「クーリング・オフ」制度です。このクーリング・オフとは、契約した後、頭を冷やして（＝Cooling-off）考え直す時間を与え、一定期間であれば“無条件”で契約を解除することができる特別な制度で、解除理由も問いません。

これは、契約拘束の原則の例外ですから、すべての取引にこの制度が適用されるわけではありません。また、適用除外となる商品やサービスがあります。

「クーリング・オフ」ができる取引は決まっています

●業者から勧誘されて契約してしまう場合

訪問販売…… 家に業者が訪ねてきて勧誘される

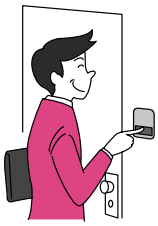

キャッチセールス（路上などで声をかけて営業所などへ連れて行き契約を勧める）やアポイントメントセールス（電話等で販売目的を告げずに営業所や喫茶店などへ呼び出して契約を勧める）も訪問販売にあたります。

訪問購入…… 業者が訪ねてきて、物品を買い取っていく

電話勧誘販売… 電話がかかってきて勧誘される

●契約内容や仕組みが非常に複雑で、理解することが難しい場合

連鎖販売取引／業務提供誘引販売取引

… マルチ商法や内職商法
モニター商法への勧誘

●大げさなセールストークや長時間勧誘などの不適切な勧誘行為が行われやすいもの

特定継続的役務提供… エステティックサービス、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス

自分から店に
出向いての買い物、
自分から申し込むテレビや
インターネットなどの通信販売は
クーリング・オフ制度の
適用除外ですので、
クーリング・オフは
できません。

イラスト（P4･5）／岡　万記子

■ 事例で確認してみましょう！

1 お店でブラウスを買ったが、同じようなものを持っていることが分かった。返品したい。

✕ 自分で店に行って買った商品は、クーリング・オフはできない。

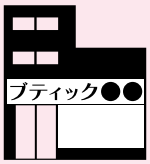

ただし、店によっては、独自のサービスで返品や交換に応じているところもある。

2 「不要品を何でも買い取る」と電話があり業者が来た。しかし、用意していた古着などには目もくれず、「貴金属はないか？」と要求。出さないと帰ってくれない雰囲気になってきたので、指輪などを見せたところ2万円で買い取っていった。5日たつが、何となく釈然としないので返してほしい。

○ 「訪問購入」は法律で定められた事項が書いてある書面（以下「法定書面」という）を受け取った日から8日間はクーリング・オフが可能。しかし、書面に書かれている業者に連絡が取れないこともあり、貴金属が手元に戻ってこないことがあるので注意が必要。

3 友人から「友だちを紹介すればお金をもらえる」と言われ会員になり、サプリメントを購入した。それから1週間、友だちを誘ってみたが誰も会員になってくれないのでやめたい。

○ このように契約をさせるのは「マルチ商法」なので、「法定書面」を受け取った日、もしくは商品を受け取った日のいずれか遅い日から20日間はクーリング・オフができる。

4 7日前に訪問販売でリフォーム工事の契約をして、昨日すでに工事が完了したが、解約したい。

○ 「訪問販売」は、クーリング・オフ期間内であれば、工事が開始または完了していても、クーリング・オフは可能。すでに完成した工事を無償で元に戻すよう求めることも可能。原状回復を望まない場合は、元に戻す必要はない。

5 インターネット通販で靴を購入。届いた商品を履いてみたら、サイズが合わないので返品したい。

✕ 通信販売なので、クーリング・オフはできない。ただし、返品や交換の可否や条件については広告に表示するように決められており、その表示がない場合は、商品の引渡しを受けてから8日以内であれば、送料を負担して返品することが可能。

6 「ホームページ作りの内職仕事を提供するので、すぐ元がとれる」と勧誘されて、30万円の教材を購入。しかし、その後2週間たつが仕事の依頼がない。最初の説明と違うので解約したい。

○ 内職商法は、業務提供誘引販売取引にあたるので、法定書面を受け取った日から20日間はクーリング・オフが可能。購入した教材も、送料は事業者負担で返品ができる。

7 20万円・10回コース、契約期間3か月の美顔エステを契約した当日に、エステを1回受けてしまったが、高額なのでやめたい。

○ 特定継続的役務提供にあたるので、クーリング・オフ期間内であれば、無条件で契約解除ができる。従って、施術を受けていてもクーリング・オフはでき、施術代金など受けたサービスの代金も支払う必要はない。

まとめ

消費者の権利を守っている「クーリング・オフ」制度。

しかし、どんな契約でもクーリング・オフができるわけではありません。

クーリング・オフが可能な期間や手続きを含め、詳しいことは消費生活センターに相談しましょう。

消費生活センター　☎5910-4860
（月～金　午前9：00～午後4：30）
※土・日曜・祝休日・年末年始を除く

監修：東京フロンティア基金法律事務所

練馬区消費生活センターの出張講座をご利用ください

内　　容	消費者被害を未然に防止するために、悪質商法などをテーマに消費生活相談員が講師としてお話します。		
対　　象	●町会・自治会・学校・福祉施設・各種サークル（特に高齢者団体など）の組織や団体の方 ●民生委員・ケアマネジャー・ホームヘルパー・地域の高齢者見守りボランティアの方々の集会や会合時		
講義時間	30分～2時間程度		
派遣期間	平日（土・日・祝日、12月29日～1月3日を除く）	派遣時間	午前10時～午後5時の間
申込方法	専用の申込用紙に必要事項をご記入の上、講座開催希望日の1か月前までに下記申込先にFAX、郵送等でお申し込みください。 お申込み内容に応じて、ご相談のうえ派遣を決定し、お知らせいたします。 申込用紙は練馬区のホームページからダウンロードできます。 練馬区消費生活センター　出張講座　検索		
費　　用	無料（講師謝礼、食事代、車代などは一切必要ありません）		
その他	●テーマ設定（応相談）、会場確保、会場設営、受講者の募集は申込者が行ってください。 ●原則として受講料を徴収する講座は、この出張講座の対象となりません。		
申込・問合せ先	経済課消費生活係（消費生活センター） ☎5910−3089（月～金　午前8時30分～午後5時15分）　FAX 5910−3440		

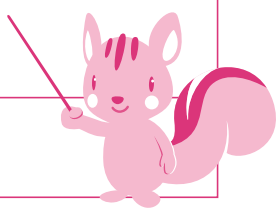

会員募集『練馬区消費生活センター運営連絡会』

練馬区消費生活センター運営連絡会は、消費者問題を考える5つのグループがあり、それぞれ区と協働し、区民向けに様々な情報や学習の機会を企画・提供する活動をしています。

・テストグループ：身近な家庭用品の特性などについて実験を通した学習
・食とくらしグループ：ダシのとり方などの料理の基本、行事食などの料理教室や食と健康の講座を企画
・展示グループ：生活にかかわるテーマ（生命保険・住宅リフォームなど）のパネル作成
・環境グループ：くらしが環境に与える影響等の学習・啓発
・広報グループ：消費者だより「ぷりずむ」の企画・編集

上記のほか、時事問題などを区民の視点でとらえた消費者教室の企画運営も行っています。
一緒に活動しませんか？

申込・問合せ先　消費者団体活動室　☎3996−6351（月～金　午前10時～午後3時）

※【ぷりずむ】の録音版（視覚障害者用）を制作、貸出ししています。詳しくは「NPO法人点訳・音声訳集団 一歩の会」TEL・FAX 03-3577-5666

下記広告の内容に関するお問合せは、区では受け付けておりません。直接広告に掲載されている連絡先へお願いします。

市民健康セミナー

3/28（土）　14:00～15:00（13:30～開場）

足の病気 下肢静脈瘤を知ろう

つる　むくむ　冷える　痛む　血管が目立つ

参加無料

場所　練馬区立 区民・産業プラザ（3階 Coconeri（ココネリ）ホール）
＊「練馬駅」北口から徒歩1分

講師　梅澤 久輝 先生　（池袋血管外科クリニック　院長）
平成2年に日本大学医学部卒業後、医学博士を取得。その後フライブルグ大学（ドイツ）血管外科留学、日本大学医学部附属板橋病院血管外科 外来医長 及び 助教を経て、平成26年に現在の池袋血管外科クリニックを開設。

お申込み：
お名前、電話番号、参加人数を明記の上、メール、FAXまたはお電話にてお申込みください。参加人数が複数の場合は、代表者のお名前をお知らせ下さい。
TEL：03-5928-4888
FAX：03-5928-4889
メールアドレス：info@ikebukuro-kekkan.jp
〒171-0022 東京都豊島区南池袋1-17-2 南池袋1-Nビル7階
池袋血管外科クリニック　宛

定員100名
「よくわかる静脈瘤冊子」配布

※個人情報は、本セミナー以外で使用いたしません。また、ご本人様の同意がない限り第三者には提供いたしません。

主催：株式会社インテグラル